

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

【目次】

昭和30・9・26	政令255号	
改正昭和56・7・21	政令254号	--
改正昭和56・8・25	政令272号	--
改正昭和57・5・13	政令137号	--
改正昭和57・6・22	政令169号	--
改正昭和58・7・1	政令150号	--
改正昭和59・9・7	政令266号	--
改正昭和60・3・5	政令24号	--
改正昭和60・3・15	政令31号	--
改正昭和60・5・18	政令140号	--
改正昭和60・6・8	政令170号	--
改正昭和60・9・27	政令269号	--
改正昭和61・5・27	政令181号	--
改正昭和62・3・20	政令54号	--
改正昭和62・7・21	政令262号	--
改正昭和62・11・4	政令368号	--
改正昭和63・3・31	政令68号	--
改正昭和63・7・1	政令222号	--
改正平成元・8・9	政令241号	--
改正平成元・12・19	政令331号	--
改正平成3・6・14	政令210号	--
改正平成3・9・3	政令278号	--
改正平成3・9・25	政令306号	--
改正平成4・4・1	政令102号	--
改正平成4・6・12	政令196号	--
改正平成5・4・28	政令161号	--
改正平成5・7・1	政令239号	--
改正平成6・7・1	政令223号	--
改正平成6・7・20	政令241号	--
改正平成7・11・6	政令374号	--
改正平成8・8・23	政令248号	--
改正平成8・9・19	政令280号	--
改正平成9・3・24	政令63号	--
改正平成9・8・22	政令265号	--
改正平成10・4・24	政令165号	--
改正平成11・3・31	政令102号	--
改正平成11・4・21	政令146号	--
改正平成11・7・28	政令241号	--
改正平成11・9・29	政令307号	--
改正平成12・1・28	政令21号	--
改正平成12・2・14	政令32号	--
改正平成12・4・28	政令216号	--
改正平成12・6・7	政令307号	--
改正平成12・10・6	政令444号	--
改正平成12・12・8	政令503号	--

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

- 改正平成13・4・13・政令162号--
- 改正平成13・7・23・政令244号--
- 改正平成13・9・27・政令317号--
- 改正平成13・11・16・政令352号--
- 改正平成13・11・28・政令369号--
- 改正平成14・3・6・政令42号--
- 改正平成14・3・6・政令42号--
- 改正平成14・3・31・政令102号--
- 改正平成14・8・2・政令275号--
- 改正平成15・2・26・政令43号--
- 改正平成15・3・31・政令163号--
- 改正平成15・9・3・政令392号--
- 改正平成15・9・25・政令424号--
- 改正平成15・12・3・政令483号--
- 改正平成15・12・5・政令489号--
- 改正平成15・12・25・政令553号--
- 改正平成15・12・25・政令555号--
- 改正平成16・1・7・政令2号--
- 改正平成16・1・30・政令14号--
- 改正平成16・3・19・政令50号--
- 改正平成16・3・26・政令83号--
- 改正平成16・3・31・政令93号--
- 改正平成16・3・31・政令95号--
- 改正平成16・3・31・政令111号--
- 改正平成16・5・26・政令181号--
- 改正平成16・7・9・政令228号--
- 改正平成16・7・22・政令236号--
- 改正平成16・11・17・政令356号--
- 改正平成17・1・26・政令9号--
- 改正平成17・4・1・政令123号--
- 改正平成17・4・1・政令143号--
- 改正平成17・4・1・政令151号--
- 改正平成17・5・27・政令185号--
- 改正平成17・6・29・政令229号--
- 改正平成17・7・27・政令257号--
- 改正平成18・1・5・政令2号--
- 改正平成18・3・10・政令37号--
- 改正平成18・3・31・政令151号--
- 改正平成18・3・31・政令154号--
- 改正平成18・3・31・政令155号--
- 改正平成18・3・31・政令158号--
- 改正平成18・6・2・政令206号--
- 改正平成18・6・21・政令220号--
- 改正平成18・6・21・政令221号-- (施行=平19年4月1日)
- 改正平成19・1・24・政令11号-- (施行=平19年1月26日)
- 改正平成19・3・7・政令41号-- (施行=平19年3月7日)
- 改正平成19・3・22・政令55号-- (施行=平19年4月1日)
- 改正平成19・3・31・政令117号-- (施行=平19年4月1日)
- 改正平成19・5・25・政令169号-- (施行=平19年5月25日)
- 改正平成19・8・3・政令237号-- (施行=平19年8月3日)
- 改正平成19・8・3・政令249号-- (施行=平19年8月6日)
- 改正平成19・8・20・政令268号-- (施行=平19年8月29日)
- 改正平成20・2・27・政令33号-- (施行=平20年2月27日、4月1日)
- 改正平成20・3・31・政令116号-- (施行=平20年4月1日)
- 改正平成20・5・1・政令167号-- (施行=平20年5月1日)
- 改正平成20・5・13・政令176号-- (施行=平20年5月13日)
- 改正平成20・6・6・政令191号-- (施行=平20年6月6日)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

改正平成20・8・27・政令259号―（施行=平20年10月1日）
改正平成20・10・31・政令340号―（施行=平20年10月31日）
改正平成20・11・21・政令353号―（施行=平20年12月1日）
改正平成21・2・6・政令19号―（施行=平21年2月6日）
改正平成21・3・31・政令81号―（施行=平21年4月1日）
改正平成21・4・30・政令130号―（施行=平21年4月30日）
改正平成21・6・5・政令148号―（施行=平21年6月5日）
改正平成21・11・20・政令266号―（施行=平21年11月20日）
改正平成22・2・3・政令7号―（施行=平22年2月3日）
改正平成22・4・1・政令95号==（施行=平22年4月1日）
改正平成22・4・1・政令112号==（施行=平22年4月1日）

(定義)

第1条 この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）[第20条の2](#)、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号）[第14条](#)、独立行政法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）[第19条](#)（同法附則[第16条](#)の規定により読み替えられる場合を含む。）独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）[第17条](#)（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）[第20条の2](#)第2項及び肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）[第15条の2](#)の規定により読み替えられる場合を含む。）、立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）[第37条](#)、独立行政法人国際交流基金法（平成14年法律第137号）[第13条](#)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）[第18条](#)（同法附則[第12条](#)第3項の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）[第16条](#)（同法附則[第14条](#)の規定により読み替えられる場合を含む。）、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号）附則第2条の6、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）[第28条](#)、独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成14年法律第163号）[第17条](#)、独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）[第13条](#)、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）[第24条](#)、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）[第11条](#)、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）[第24条](#)、独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）[第19条](#)及び独立行政法人医薬基盤研究所法（平成16年法律第135号）[第16条](#)において準用する場合を含む。以下「法」という。）[第2条](#)に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

《改正》平14政042
《改正》平14政042
《改正》平15政483
《改正》平15政489
《改正》平16政002
《改正》平16政014
《改正》平16政050
《改正》平16政083
《改正》平16政181
《改正》平16政356
《改正》平18政158
《改正》平20政259
《改正》平21政266

(補助金等とする給付金の指定)

第2条 法第2条第1項第4号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第41号から第142号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

1. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の3第1項に規定する交付金
2. 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第6条第1項に規定する協同農業普及事業交付金
3. 漁業法（昭和24年法律第267号）第118条第1項（同法第132条において準用する場合を含む。）に規定する交付金
4. 電波法（昭和25年法律第131号）第71条の3第9項（同法第71条の3の2第11項において準用する場合を含む。）の規定による交付金
5. 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第35条第1項に規定する交付金
6. 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和25年法律第256号）第7条又は第11条の規定による交付金
7. 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第2条第1項に規定する交付金
8. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第13条第2項の規定による交付金
9. 森林法（昭和26年法律第249号）第195条第1項に規定する交付金
10. 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第4項の規定による給付金
11. 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第1項に規定する交付金
12. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条に規定する調整交付金
13. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第3条第1項及び第4条第5項の規定による交付金
14. 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和41年法律第46号）附則第5項、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和48年法律第55号）附則第3項及び漁船損害等補償法の一部を改正する法律（平成11年法律第46号）附則第5条に規定する交付金
15. 石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律（平成4年法律第23号）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第8条の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和42年法律第49号）第10

《改正》平12政444
 《改正》平12政503
 《改正》平13政162
 《改正》平13政244
 《改正》平13政317
 《改正》平13政352
 《改正》平13政369
 《改正》平14政102
 《改正》平14政275
 《改正》平15政043
 《改正》平15政163
 《改正》平15政392
 《改正》平15政424
 《改正》平15政553
 《改正》平15政555
 《改正》平16政093
 《改正》平16政095
 《改正》平16政111
 《改正》平16政228
 《改正》平16政236
 《改正》平17政009
 《改正》平17政123
 《改正》平17政143
 《改正》平17政151
 《改正》平17政185
 《改正》平17政229
 《改正》平17政257
 《改正》平18政037
 《改正》平18政002
 《改正》平18政151
 《改正》平18政154
 《改正》平18政155
 《改正》平18政206
 《改正》平18政220
 《改正》平19政011
 《改正》平19政041
 《改正》平18政221
 《改正》平19政055
 《改正》平19政117
 《改正》平19政169
 《改正》平19政237
 《改正》平19政249
 《改正》平19政268
 《改正》平20政033
 《改正》平20政116
 《改正》平20政167
 《改正》平20政176
 《改正》平20政191
 《改正》平20政340
 《改正》平20政353
 《改正》平21政019
 《改正》平21政081
 《改正》平21政130

条第1項の規定による損失補償金

16. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第95条第1項に規定する交付金
17. 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第50条の規定による交付金
18. 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第7条（同法第10条第4項において準用する場合を含む。）に規定する交付金
19. 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第2項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
20. 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第95条第1項及び附則第5条の規定による交付金
21. 港湾労働法（昭和63年法律第40号）第35条の規定による交付金
22. 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第5条第2項に規定する交付金
23. 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第45条の規定による交付金
24. 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成4年法律第63号）第23条の規定による交付金
25. 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第34条の規定による交付金
26. 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第21条の規定による交付金
27. 介護保険法（平成9年法律第123号）第122条第1項及び第122条の2の規定による交付金
28. 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第105条の3第2項に規定する交付金
29. 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第47条第2項に規定する交付金
30. 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第21条第1項及び第22条第1項の規定による交付金
31. 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第11条第1項に規定する交付金
32. 地域再生法（平成17年法律第24号）第19条第1項に規定する交付金
33. 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第7条第2項に規定する交付金
34. 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第32条第1項の規定による

交付金のうち同法の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの

35. 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）第19条第1項に規定する交付金
36. 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第6条第2項に規定する交付金
37. 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第19条第2項に規定する交付金
38. 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第6条に規定する再編交付金
39. 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第2項に規定する交付金
40. 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項及び第15条の規定による交付金
41. 不発弾等処理交付金
42. 交通事故相談所交付金
43. 啓発宣伝事業等委託費
44. 特別支援教育就学奨励費交付金（第10号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
45. 社会事業学校等経営委託費
46. 生活保護指導監査委託費
47. 身体障害者福祉促進事業委託費
49. 心身障害児総合医療療育センター運営委託費
50. 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
48. がん研究助成金
51. 中山間地域等直接支払交付金
52. 試験研究調査委託費のうち指定試験事業委託に係るもの
53. 水産業改良普及事業交付金
54. 農業共済団体職員等講習委託費
55. 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
56. 流通円滑化対策助成金

57. 石油貯蔵施設立地対策等交付金
58. 首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額
59. 住宅地区改良指導監督交付金
60. 地方道路公社都市高速道路整備補給金
61. 国連・障害者の10年記念施設運営委託費
62. 電源立地等推進対策交付金
63. 原子力施設等防災対策等交付金
64. 森林整備地域活動支援交付金
65. 電源立地地域対策交付金（第18号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
66. まちづくり交付金（第29号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
67. 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
68. 循環型社会形成推進交付金
69. 農業・食品産業強化対策整備交付金
70. 農業・食品産業強化対策推進交付金
71. 水田農業構造改革交付金
72. 離島漁業再生支援交付金
73. 自然環境整備交付金
74. 担い手経営安定対策交付金
75. 地域情報通信基盤整備推進交付金
76. 医療提供体制施設整備交付金
77. 地域住宅交付金（第33号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
78. 労働時間等設定改善推進助成金
79. 障害者自立支援対策臨時特例交付金
80. 農山漁村活性化対策整備交付金（第36号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
81. 農山漁村活性化対策推進交付金（第36号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
82. 担い手経営革新促進交付金
83. 農地・水・環境保全向上対策交付金
84. みなと振興交付金
85. 高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金
86. 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
87. 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金

88. 国産農畜産物競争力強化対策整備交付金
89. 牛肉等関税財源国産畜産物競争力強化対策費交付金
90. 都市農村交流等推進交付金
91. 都市農村交流等施設整備交付金
92. バイオマス利用対策推進交付金
93. バイオマス利用対策整備交付金
94. 牛肉等関税財源畜産振興バイオマス利用対策整備交付金
95. 森林整備・林業等振興施設整備交付金
96. 森林整備・林業等振興推進交付金
97. 水産業強化対策施設整備交付金
98. 水産業強化対策推進交付金
99. 生物多様性保全推進交付金
100. 地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金
101. 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
102. 地域活性化・生活対策臨時交付金
103. 地方消費者行政活性化交付金
104. 子育て支援対策臨時特例交付金
105. 緊急雇用創出事業臨時特例交付金
106. 子育て応援特別手当交付金
107. 子育て応援特別手当事務取扱交付金
108. 妊婦健康診査臨時特例交付金
109. 介護従事者処遇改善臨時特例交付金
110. ふるさと雇用再生特別交付金
111. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
112. 環境・生態系保全活動支援交付金
113. 地域活力基盤創造交付金
114. 地域活性化・公共投資臨時交付金
115. 地域活性化・経済危機対策臨時交付金
116. 地域自殺対策緊急強化交付金
117. 定住自立圏等民間投資促進交付金
118. 地域情報通信技術利活用推進交付金

119. 防災情報通信設備整備事業交付金
120. 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金
121. 医療施設耐震化臨時特例交付金
122. 未承認薬等審査迅速化臨時特例交付金
123. 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金
124. 未承認薬等開発支援臨時特例交付金
125. 地域医療再生臨時特例交付金
126. 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金
127. 介護職員処遇改善等臨時特例交付金
128. 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金
129. 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金
130. 地域社会雇用創造事業交付金
131. 地域活性化・きめ細かな臨時交付金
132. 情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金
133. 過疎地域等自立活性化推進交付金
134. 担い手育成・確保対策推進交付金
135. 担い手育成・確保対策整備交付金
136. 農山漁村地域整備交付金
137. 明日香村事業補助率差額
138. 過疎地域事業補助率差額
139. 市街地整備総合交付金
140. 水の安全・安心基盤整備総合交付金
141. 活力創出基盤整備総合交付金
142. 地域住宅支援総合交付金

(補助金等の交付の申請の手続)

第3条 法第5条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所
2. 補助事業等の目的及び内容
3. 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の

《改正》平14政042
《改正》平15政424
《改正》平15政483
《改正》平15政489
《改正》平16政002
《改正》平16政014
《改正》平16政050
《改正》平16政083

遂行に関する計画

4. 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 5. その他各省各庁の長（日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とする。第9条第2項及び第3項（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第4号及び第5号並びに第14条第1項第2号を除き、以下同じ。）が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。
1. 申請者の営む主な事業
 2. 申請者の資産及び負債に関する事項
 3. 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 4. 補助事業等の効果
 5. 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 6. その他各省各庁の長が定める事項
- 3 第1項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第4条 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

（事情変更による決定の取消ができる場合）

第5条 **法第10条**第2項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することが

できないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

第6条 法第10条第3項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

1. 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
2. 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第10条第1項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

第7条 各省各庁の長は、法第13条第2項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第17条第1項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第8条 法第14条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第9条 法第18条第3項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の

《改正》平15政424
《改正》平15政483
《改正》平15政489
《改正》平16政002

返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とする。次項（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第4号及び第5号並びに第14条第1項第2号において同じ。）に提出しなければならない。

3 各省各庁の長は、[法第18条](#)第3項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

4 日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤研究所の理事長は、[法第18条](#)第3項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人平和祈念事業特別基金又は独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人医薬基盤研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

《改正》平16政014
《改正》平16政050
《改正》平16政083
《改正》平16政181
《改正》平16政356
《改正》平21政266

《改正》平12政307

《改正》平12政307
《改正》平14政042
《改正》平15政424
《改正》平15政483
《改正》平15政489
《改正》平16政002
《改正》平16政014
《改正》平16政050
《改正》平16政083
《改正》平16政181
《改正》平16政356
《改正》平21政266

5 農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

《改正》平12政307
《改正》平15政424
《改正》平15政489
《改正》平16政050
《改正》平16政181

(加算金の計算)

第10条 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における法第19条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 法第19条第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

第11条 法第19条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

第12条 第9条の規定は、法第19条第3項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第9条第2項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

1. 不動産
2. 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
3. 前2号に掲げるものの従物

4. 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
5. その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1. 補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
2. 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第9条第3項から第5項までの規定は、前項第2号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

第15条 法第25条第1項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る処分の通知を受けた日（処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日）から30日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長（法第26条第1項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第2項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。
- 3 各省各庁の長は、第1項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。

(事務の委任の範囲及び手続)

第16条 各省各庁の長は、法第26条第1項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する

《改正》平12政307
《改正》平14政042
《改正》平15政424
《改正》平15政483

処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関（日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤研究所の理事長の事務については、日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤研究所の機関）に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

- 2 日本中央競馬会、独立行政法人平和祈念事業特別基金、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は独立行政法人医薬基盤研究所の理事長は、**法第26条**第1項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、独立行政法人平和祈念事業特別基金又は独立行政法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は独立行政法人医薬基盤研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人新エネルギー・産業技術

《改正》平15政489
 《改正》平16政002
 《改正》平16政014
 《改正》平16政050
 《改正》平16政083
 《改正》平16政181
 《改正》平16政356
 《改正》平21政266

《改正》平12政307
 《改正》平14政042
 《改正》平15政424
 《改正》平15政483
 《改正》平15政489
 《改正》平16政002
 《改正》平16政014
 《改正》平16政050
 《改正》平16政083
 《改正》平16政181
 《改正》平16政356
 《改正》平21政266

総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

3 第9条第5項の規定は、前項の承認について準用する。

4 各省各庁の長は、法第26条第1項の規定により事務の一部を委任したときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)

第17条 各省各庁の長は、法第26条第2項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる事務の内容を明らかにして、知事等が当該事務を行うこととなることについて、都道府県の知事の同意を求めなければならない。

3 都道府県の知事は、前項の規定により各省各庁の長から同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をする決定をしたときは同意をする旨を、同意をしない決定をしたときは同意をしない旨を各省各庁の長に通知するものとする。

4 各省各庁の長は、法第26条第2項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

5 法第26条第2項の規定により事務の一部を知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。

6 法第26条第2項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなつた場合においては、法中当該事務に係る各省各庁の長に関する規定は、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。

(都道府県が行うこととなつた場合の事務の実施)

《改正》平12政307

第18条 各省各庁の長は、法第26条第2項の規定により法第23条の規定による職権に属する事務を知事等が行うこととなつた場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 法の施行前に交付された補助金等について法の施行後に返還を命じた場合における法第19条第1項の加算金の計算については、同項中「受領の日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替えるものとする。
- 3 法第19条から第21条までの規定は、法の施行前に補助金等の返還を命じた場合については、適用しない。

